

## 2・3 油汚染事故及び海上災害

### 2・3・1 海上災害防止センターの運営

「海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、特定油を積載して航行する150G/T以上のタンカー所有者は、油防除資機材を備え付けることとされており、独立行政法人 海上災害防止センターは、タンカー所有者に代わってこれら資機材を一括して保有、配備するなど海上防災関連事業を実施している。また、平成20(2008)年4月の同法の一部改正により、特定油以外の油および有害液体物質をばら積みで輸送する150G/T以上の船舶を対象に、特定海域における有害危険物質(HNS)防除資機材の備え付け等が義務付けられたことから、HNSタンカー所有者に対する防除資機材等の提供業務も実施している。

当協会は、同センターの事業運営に関する委員会に参画し、効率的かつ透明性の高い海上防災体制の構築を図るべく意見反映に努めた。なお、平成22(2010)年12月に「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」が閣議決定され、同センターは、油等防除の確実な実施のために必要な枠組みを維持しつつ、実施主体は公益法人などの民間主体とすることとなり、この方針に沿った海防法の改正法案が平成24(2012)年2月に国会に提出された。当協会は今後の組織運営のあり方についても、検討に関わり意見反映に努めた。